



武蔵野大学 学術機関リポジトリ

Musashino University Academic Institutional Repository

武蔵野法学第14号: 表紙,扉,目次,執筆者一覧,執筆要綱,奧付

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2021-03-29
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者:
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1460

武藏野法學

第14号

論	説		
	トランプ政権とアメリカ法	樋口	範雄
į	共同不法行為としての不貞行為 - 離婚慰謝料に関する最判 平成 31 年 2 月 19 日民集 73 巻 2 号 187 頁を契機として	鈴木	清貴
(OECD 諸国における日本の規制ガバナンスの位置 -Government at a Glance 2019 のレビューを通じて - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	深谷	健
	国連人権理事会・恣意的拘禁作業部会「Deniz Yengin 及び Heydar Safari Diman (日本) に関する意見 No.58/2020」の紹介 -日本政府による入管収容施設への収容について、世界人権宣言 及び自由権規約の規定に違反しており、恣意的な身体の自由の 剥奪にあたると判断した意見 -	髙尾	栄治
	中国における証券集団訴訟	朱	大明
,	横領罪と背任罪の連関性についての法制史的一考察 - 改正刑法假案の視座 - (四)	林	弘正

武蔵野法学 第14号

2020

武蔵野大学法学会

論

説

中国における証券集団訴訟

横領罪と背任罪の連関性についての法制史的一考察

— 改正刑法假案の視座 — (四)

目

次

要 旨

執筆者一覧

武蔵野大学『武蔵野法学』執筆要綱

林

弘 正

23

朱

明

1

大

86 85 81

目 次

論説

トランプ政権とアメリカ法

樋 口 範 雄 210(1)

共同不法行為としての不貞行為

- 離婚慰謝料に関する最判

平成 31 年 2 月 19 日民集 73 巻 2 号 187 頁を契機として -

鈴 木 清 貴 174(37)

OECD 諸国における日本の規制ガバナンスの位置

- Government at a Glance 2019 のレビューを通じて -

深 谷 健 146 (65)

国連人権理事会・恣意的拘禁作業部会「Deniz Yengin 及び Heydar Safari Diman(日本)に関する意見 No.58/2020」の紹介 - 日本政府による入管収容施設への収容について、世界人権宣言及び自由権規約の 規定に違反しており、恣意的な身体の自由の剥奪にあたると判断した意見-

髙 尾 栄 治 124(87)

要 旨 96 (115)

執筆者一覧 91 (120)

執筆

林 朱

正 ·········· 島根大学名誉教授明 ········· 武蔵野大学教授

武蔵野大学『武蔵野法学』執筆要綱

一、丸

武蔵野法学への執筆資格をもつのは、以下の者とする。

- 1. 武蔵野大学法学研究所員
- 2. 『武蔵野法学』編集委員会の承認を受けたその他の者

原稿内容

めたもの(以下、「論文等」という)を掲載する。判例評釈・資料紹介・書評のほか、編集委員会が認1、武蔵野法学には論文・判例総合研究・研究ノート・

ものとする。

2

3. 応募できる論文等は、未発表のものに限る。

三 原稿の様式および文量

1. 使用できる言語は、日本語または英語とする。

日本語であっても、数式等が多く性質上横書きがワード形式で保存された電子ファイルで提出する。2. 原稿は原則として縦書とし、マイクロソフト社の

として準備すること。

その場合、提出前に編集委員会へ問い合わせること。

また許可をうけた場合、数詞等の表記は横書きを前提

3. 原稿の様式は以下のとおりとする。

(1) 原稿は、すべてA4サイズとする。

(2) 本文および注は、一行四〇字一ページ三十行とする。

(3) 原稿には表紙を付する。表紙には論文タイトル・

た論文等の場合はその全員)の氏名・所属機関・サブタイトル・執筆者(共同または分担して執し

職位を記載する。

だしおよび中見だしのみで構成する(章および節(4)原稿には目次を付する。目次は、原則として大見

見だしはアラビア数字全角(1、2、3…)を用いに相当)。大見だしは漢数字(一、二、三…)、中

とができるが、第・章・節等の文字は使用しない。る。必要な場合、さらに小さな見だしをつけるこ

(6) 注は、原則として以下のとおりとする。

(5) 句読点・「」・() は全角のものを使用する。

①注は、縦書きの場合は、本文末尾に一括してかかげる。

②注は通し番号とし、体裁は半角算用数字(1、2、横書きの場合は、各頁の脚注とする。

3…) とする。

を許可する

相当と思われるものについては、横書きでの掲載

86

(7) 引用・参考文献の記載は、原則として以下のとおり とする。

①和書単行本の場合

丸山眞男『現代政治の思想と行動』第二版、未来社

九六四年、一四〇頁。

②和雑誌論文の場合

坂野潤治「日本近代史の中の交詢社私擬憲法案」、

『近代日本研究』二二、慶應義塾福沢研究センター、

二〇〇五年、一八頁。

③洋書単行本の場合

Berlin, I., Fathers and Children, Oxford University

Press, 1972, pp.30-32.

(小池銈訳『父と子』みすず書房、一九七六年、五六頁

④洋雑誌論文の場合

Representatives, 1867-1998, in American Political Schickler, E., Institutional Charge in the House of

Science Review, Vol.94, No.2, June 2000, p287.

⑤そのほか、各研究分野の文献引用方法にしたがう。

(8) 原稿には、別刷りで要旨を付する。

原稿の分量は以下のとおりとする。

(1) 日本語の場合、論文・判例総合研究は三二、〇〇〇字 以内(注・参考文献・図表をふくむ)、

> 以内、書評は八、〇〇〇字以内とする。 研究ノート・判例評釈・資料紹介は一六、〇〇〇字

なお、改行等による空白部分も字数に含める。

文字数が明らかに超過している場合には、掲載を

不許可とすることがある。

(2) 英語の場合、論文・判例総合研究は一三、〇〇〇

ノート・判例評釈・資料紹介は六、五〇〇 words 以内

words 以内(注・参考文献・図表をふくむ)、研究

書評は三、〇〇〇 words 以内とする。

数が明らかに超過している場合には、掲載を不許可 とすることがある。 なお、改行等による空白部分も字数に含める。文字

3 に換算する。 数に計算する。1点あたり一○行分(四○○字相当 図表は、その占めるスペースを字数換算して制限字

(4) 要旨は五〇〇字以内とする。

匹 提出方法

提出は以下のとおりとする。

原稿は電子ファイルに保存し、武蔵野法学編集委員会 に添付ファイルとして送信するか、あるいは電子ファ 委員会に添付ファイルとして送信するか、あるいは イルをCD―ROM等の電子記録媒体に保存して編集

保存して編集委員会宛に郵送すること。電子メー 電子ファイルをCD―ROM等の電子記録媒体に

ルで送信する場合、メールの件名(Subject)に

「武蔵野大学 武蔵野法学論文」と記載すること。

3 提出した論文は一切返却しない。 2

提出期日は、各募集要項で公表する。

七 倫理規定

名誉毀損その他の問題等を生じないように十分に配慮 投稿論文の執筆に際しては、他者の著作権等の侵害、

筆内容が前記の問題を生ぜしめたと認められた場合 すること。なお、万一『武蔵野法学』に掲載された執

執筆者がその一切の責任を負うものとする。

五 校正

段階での新たな加筆修正は認めない。 校正は印刷上の誤り、不備の訂正のみにとどめ、

原稿送付先

六

原稿の送付は下記とする。

〒一三五一八一八一

東京都江東区有明三丁目三番地三号

武蔵野大学法学研究所 『武蔵野法学』編集委員会

TEL:○三─五五三○─七七三○(直通)

庶務担当

FAX:〇三—五五三〇—三八一二

E-MAIL: a_gakubu@musashino-u.ac.jp

88

執筆者一覧

樋 口 範 雄 … 武蔵野大学特任教授鈴 木 清 貴 … 武蔵野大学教授深 谷 健 … 武蔵野大学准教授

髙 尾 栄 治 ……… 武蔵野大学客員研究員

武蔵野大学法学会

池 粟田口 金 金 加 ドナ・ウィークス 尾 井 藤 田 吉 木 木 悠 高 青 眞 太 裕 志 延 朗 子 〇 竹之内 鈴 樋 中 中 中 髙 上 袁 代 和 庸

> 樹 貴 平

新 香 谷 英 恵 健 雄 文 子 幸 弘 彦

金

安

大 慎

明

(五○音順・武蔵野法学編集員○印

直

武蔵野法学 令和三年三月三一日 第十四号 発行

編集・発行 武蔵野大学法学会(法学研究所内) 〒一三五一八一八一

東京都江東区有明三丁目三番三号

FAX○三—五五三○—三八一二

話〇 三—五五三〇—七七三〇

〒10三-001六

制 作

株式会社創文

東京都中央区日本橋小網町一三——

話〇三―五六四三―三三二

MUSASHINO HOGAKU

Journal of Law and Political Science

American consitutional law in the age of Trump Norio Higuch
L'adultère comme coresponsabilité civile: À propos de Cass. 3ème, 19 fev. 2019 relatif au dommage moral provenant de divorce
Plotting the iREG Scores of Japan's Regulatory Governance in OECD Countries - A Review Analysis of Government at a Glance 2019
Commentary on Opinion No. 58/2020 concerning Deniz Yengin and Heydar Safari Diman (Japan) adopted by the Working Group on Arbitrary Detention Eiji Takao
Securities Class Action in China
Zusammenhang zwischen der Unterschlagung und der Untreue aus dem Gesichtspunkt (4)

Edited by Hogakukai (The Association of Law and Political Science) Musashino University Tokyo